



マネージメント・レター No.23

ふるさと納税制度
※今年度からふるさと納税制度が拡充されています

ふるさと納税は、都道府県又は市区町村にふるさと納税（寄付）をすると、寄付金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで所得税・個人住民税から全額が控除される仕組みです。自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄付でも対象になります。平成27年度税制改正により、以下の拡充が行われました。

① 2015年1月1日から適用
個人住民税所得割額の1割だった控除上限額が

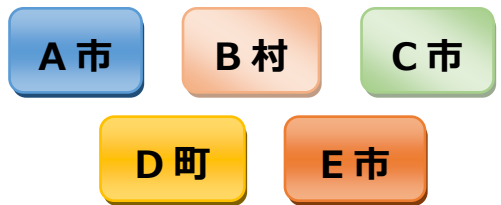
2割に拡充



② 2015年4月1日から適用
確定申告を必要としない給与所得者等に限り

寄付先が5自治体以内であれば、
確定申告が不要に！

※4月1日以前に寄付をした場合は確定申告が必要です。



※この制度を利用すると、控除される税金が、今までは所得税からの還付、及び住民税からの控除だったのが、全額住民税からの控除に一本化となり、翌年度に住民税から控除されます。

※寄付金税額控除に係る申告特例申請書を寄付した自治体へ提出又する必要があります。